

インフルエンザウイルス流行期の病児保育室の運営について

病児保育室内での感染拡大及び附属病院内での院内感染の防止のため、インフルエンザウイルス流行期におきましては、発熱出現12時間以降にインフルエンザウイルス抗原の迅速検査を受けていただき、陰性と判定されたお子さまのみ病児保育室でお預かりすることとします。

インフルエンザウイルス流行期の病児保育室の入室基準について以下のように定めます。

● 発熱時

発熱した時刻より、12時間以上経過してからインフルエンザウイルス抗原検査施行。

陽性→病児保育室利用不可。（発症後の利用基準は下記）

陰性→病児保育室利用可能。（熱が続くようであれば再度病院受診していただく必要があります）

● インフルエンザ発症後は、解熱後（体温37℃台）24時間経過すれば隔離室で保育可能。発症後5日経過しかつ解熱後3日（学童は2日）経過すれば通常保育室で保育可能。それまでは隔離室で保育。（学校感染症に準ずる）

● 発熱のないお子さまが、病児保育室を利用中に発熱出現した場合、早めのお迎えを依頼。12時間以上経過してから、インフルエンザウイルス抗原検査施行。

尚、インフルエンザウイルス流行期の運営については、保育室職員のインフルエンザ予防接種が完了した2週間後を目途に開始とする。

2024年11月27日作成